

(1)この会の目的

様々な人権問題についての正しい認識を広げるとともに、社会教育と学校教育の一体となった人権教育を進めることを目的とする。

(2)目的達成のための事業

人権教育地域懇談会

年 度	地 域
平成22年度	車尾2区, 3区, 王子社宅, 観音寺新町1丁目, 2丁目, 3丁目
平成23年度	車尾6区, 7区, 中島
平成24年度	車尾4区, 5区, 戸上, 観音寺



(3)この会の構成団体等

- ・自治連合会
- ・公民館運営委員会
- ・中学校PTA
- ・公民館
- ・小学校
- ・民生児童委員協議会
- ・自治会推薦委員
- ・中学校
- ・学識経験者
- ・車尾地区推進員
- ・小学校PTA

(4)本会の会則

(名称・事務局)

第1条 この会は、車尾地区人権教育推進協議会と称し、事務局を車尾公民館に置く。

(目的)

第2条 この会は、地区住民（公民館の事業の主たる対象となる区域住民）に様々な人権問題についての正しい認識を広げるとともに、社会教育と学校教育の一体となった人権教育を進めることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) この会の趣旨の徹底を図り、地区住民の積極的関心を高めるための事業
- (2) 人権感覚を育成するための事業
- (3) 先進地に学ぶ事業
- (4) 差別を許さない社会環境を図るための事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、小学校、中学校、公民館運営委員会、自治連合会、民生児童委員協議会、小学校PTA、中学校PTA等の代表者および自治会推薦委員（以下「委員」という。）、車尾地区推進員（以下「推進員」という。）、学識経験者等をもって組織する。

(役員の種類及び定数)

第5条 この会に、次の役員を置く。

・会長 1名 ・副会長 2名 ・監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において互選により選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

3 監事は、会計及び業務の執行状況を監査する。

4 推進員および委員は、事業の運営及び常時活動を推進する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、その職務において役員たる者を除いて2年とする。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了であっても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 この会の会議は、定期総会及び委員会とし、会議は会長が招集しその議長となる。

2 委員会は、会長・副会長・委員・推進員等で構成し、必要に応じて開催する。

(顧問)

第10条 この会に、顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

2 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(会計)

第11条 この会に要する経費は、補助金その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(附則)

1 会則の改廃は総会の議決による。

2 本会則は、平成16年6月5日より施行する。

(5) 人権教育車尾地区推進員とは

人権教育地区推進員とは

米子市市民人権部人権政策課

1 推進員として

部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見の問題についての学習が単なる知的理解にとどまることなく、自ら主体的に差別を解消しようとする意欲や態度、実践力を身につけていく。

2 身に付ける資質

(1) 部落差別をはじめとするあらゆる差別の本質と現実について、正しい理解と認識を深める。

(2) 生活の中に部落差別をはじめとするあらゆる差別について、差別意識と実態が厳存していることを実感としてとらえることができる。

(3) 自らの人権意識を高めるとともに、ゆたかな感性を育み、生きていく心の糧を磨いていく。

(4) 差別をした人をはじめ多くの人々の意識や態度の変容の様子が理解できる。

(5) 自ら主体的に学習に取り組み、十分な話し合いができる。



人権教育の必要性

平成 15（2003）年 2 月に実施した米子市人権・同和問題市民意識調査では、自分の人権が侵害されていることや、他人の人権を侵害していることに気づかない人が多いことが明らかになりました。

これは、これまでの人権教育、人権啓発によって得た知識が、人権侵害や差別の現状を自分の問題としてとらえようとする意識や、差別解消に向けた具体的な行動に結びついていないことが要因として挙げられます。

また昨今、多様化するニーズや生活様式の変化によって、家庭や地域社会をはじめとするさまざまな場面での人間関係が希薄になりつつあります。そのため、個人が自立し相互の連携が生まれるという方向ではなく、各自が孤立し、その結果生きていくための課題を共有できないといった方向に変化してきています。

つまり、自らの正当な権利を主張すると同時に他人の権利を侵害しない社会をどうつくればよいのか、新しい社会のあり方やルールをどうつくればよいのかという問題が生じているのです。

車尾でも日本国憲法に掲げられている基本的人権を保障し、住民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会をつくっていくことが大きな目標です。こうした社会の実現に向け、正しい知識を共有し人権意識を向上させる取り組みが必要です。

(1) 人権とは



国が定める人権教育・人権啓発に関する基本計画では、「人権とは人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

これは、人権とは個人として尊重されると同時に他の人も自分と同じように尊重し、誰からも支配や抑圧を受けず、自分の意志で自由に生きることができ権利であることを示しています。

言い換えれば、誰もが人として認められ、除け者にされたり無視されることなく、お互いに仲良く幸せに生きていくことのできる社会を実現するための権利だといえます。

(2) 人権のとらえ方

人権を理解しようとするとき、人権が保障されていない状態を考えてみることも必要です。

昭和 40（1965）年の内閣同和对策審議会答申では、「同和問題は自由と平等に関する基本的人権の問題である。」とし、さらに「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。

市民的権利、自由とは職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘しています。この指摘は、今日における差別の定義として、あらゆる差別問題に対してもあてはまるものです。

つまり基本的人権とは、「市民的権利と自由」のことであるといえます。市民的権利と自由については、国際人権規約において、教育権、労働権、社会保障、文化生活に参加する権利などのいわゆる社会権を示す規約と、生命、自由、身体の安全などのいわゆる自由権を示す規約に分けて表記されています。

鳥取県教育の基本理念は

『自立した 心豊かな 人づくり』

です

人権尊重都市宣言

私たちは、だれもが日本国憲法で保障された基本的人権を享有し、人間らしく幸せに生活したいと願っており、社会生活において人権の侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

しかし、私たちの周りでは、依然としてさまざまな人権侵害が後を絶たず、その解決は、急務の課題となっています。

今こそ、すべての市民がお互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心をはぐくんでいくとともに、人権を自分自身の問題として考え、学び、行動することが大切です。

ここに、あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会の実現のために、米子市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成18年3月28日